

岐阜県公報

第 二 千 三 百 四 号
平成二十三年十二月六日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(清流の国ぎふづくり推進課) 五五二^{ページ}

告 示

○東白川村の区域内の字の区域変更 (市 町 村 課) 五五二

公 示

○県営土地改良事業の換地処分 (農 地 整 備 課) 五五二

正 誤

○岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則中訂正 (法務・情報公開課) 五五二

規 則

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法第七条第四項(法第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)又は」を削り、「利害関係人」を「者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、東白川村の区域内の字の区域を変更した旨東白川村長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
神土字下川原木屋	神土字中川原木屋の一部
神土字中川原木屋	神土字下川原木屋の一部

この処分は、村営土地改良事業（下親田地区）に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十三年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 掲 示 場 県庁及び東白川村役場
- 二 掲 示 物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間 平成二十三年十二月六日から
同 年十二月二十七日まで

公 示

○県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業瑞浪東部地区下沢工区の換地処分を平成二十三年十一月二十八日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月六日

岐阜県知事 古 田 肇

○正 誤

（校正誤り）

平成二十三年九月三十日号外（二）岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（岐阜県規則第六十三号）二頁上段前から十二行目中「こども手当等」は、「子ども手当等」の誤り。

平成二十三年十二月六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・アール・テクノセンター